

「環境保全活動支援助成金」申請に関する注意事項

1 助成の対象となる団体

- ・自発的、継続的に環境保全に向けた活動を行う営利を目的としない団体
※学校（学校単位で登録しているこどもエコクラブは除く）等の機関は対象外
- ・活動の本拠地としての事務所を県内に有し、県内で活動している又はこれから取り組もうとする団体
- ・他の機関からの支援を受けている活動については、助成金の対象外

2 助成の対象となる経費

- ①謝金 講師や専門家等への謝礼 ただし会員への謝礼は対象外
- ②旅費 講師や専門家等への旅費・宿泊費や活動に必要な交通費等
(自家用車を使う場合は燃料費程度)
ただし、他団体が主催するイベントへの参加旅費や会員の視察研修及び会員への費用弁償等は対象外
- ③消耗品等購入費
助成の対象となる活動に直接必要な消耗品費等の購入費
ただし、備品（単価3万円以上）は対象外
- ④使用料・賃借料
助成の対象となる活動に直接必要な会場の使用料や器材・器具等の賃借料
- ⑤役務費 助成の対象となる活動に直接必要な郵便料、運搬料、広告費、損害保険料等
- ⑥印刷費 広報誌、報告書、パンフレット、チラシ等の印刷費
- ⑦その他の経費
上記以外で、財団が当該活動の実施に必要と認めた経費

3 助成の対象とならない経費

- ①常勤職員の人件費、会員への手当
- ②会員への謝礼、ガソリン代などの費用弁償
※会員に対し支払うものは、すべて助成対象外となりますので注意してください。
- ③飲食費
- ④団体の運営費（事務所の賃借料や総会経費、事業に直接関係のない旅費、事務消耗品、通信運搬費、会場使用料など）
- ⑤他の団体が主催するイベント等への参加負担金、旅費
- ⑥他団体等への寄付金等
- ⑦その他、助成対象としてふさわしくない経費